

第12回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和2年12月23日午前10時00分			閉会	令和2年12月23日午前10時35分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	報告第13号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について (答申)			聴取	
2	議案第30号	令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について			可決	
3	議案第31号	教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について			可決	
4	議案第32号	枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について			可決	
5	議案第33号	枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正について			可決	
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之	
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子	
	教 育 委 員	近藤 孝		/		
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)	奥 誠二	説 明 員	学 校 教 育 部 次 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	藤丸 知子	
	教 育 監 (学校教育担当)	岩谷 誠		学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 支 援 推 進 室 長	千原 正敏	
	総 合 教 育 部 長	前村 卓志		教 育 政 策 課 長	山下 恵一	
	学 校 教 育 部 長	狩野 雅彦		教 職 員 課 長	鴨田 慎司	
	総 合 教 育 部 次 長	新内 昌子		放 課 後 子 ども 課 長	赤土 孝史	
	総 合 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	高橋 孝之	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	笠井 二郎	
				傍聴の人数	0人	

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第12回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において神田委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程1、報告第13号「委員会の会議に付した事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま、上程いただきました報告第13号、委員会の会議に付した事項の報告について、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第1号の規定により教育委員会に報告するものでございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。

1. 内容としまして、令和2年（2020年）9月25日開催の教育委員会定例会で承認された、総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について、同選定審査会から、12月7日付けで株式会社セリオを選定する答申を受けたものでございます。

議案書3ページをご覧ください。こちらが答申書でございます。

「本審査会に対して諮問のあった総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。なお、枚方市教育委員会においては、答申を十分に尊重し手続きをとられるよう要請する。」という旨の答申をいただいたものでございます。

委託契約予定事業者となる団体は、株式会社セリオでございます。

以上、報告第13号、委員会の会議に付した事項の報告についてのご説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第13号の聴取を終結します。

続きまして、日程2、議案第30号「令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について」を議題とします。説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま、上程いただきました、議案第30号、令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について、ご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

本件につきましては、教職員等の人事基本方針を定めることについて、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

はじめに、本件の概要についてご説明いたします。

本市の教職員人事につきましては、大阪府教育委員会が定めた「大阪府公立学校教職員人事基本方針」、「市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を踏まえ、年度末・年度当初人事に向けた本市教育委員会の基本的方向として、毎年度、人事基本方針等を定めております。

令和3年度当初の教職員人事につきましても、本市学校園教育の充実と発展をめざし、幼稚園、小学校及び中学校の教職員人事を行うにあたり、令和3年度基本方針及び取扱上の留意事項を決定するものです。

それでは、1. 内容につきまして、新旧対照表に基づいて、順次ご説明させていただきます。

議案書6ページをご覧ください。

令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針では、5行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

次に、議案書8ページをお開きください。

7行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

最後に、11ページをご覧ください。

令和3年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項では、1行目下線部分において「年度」の修正を行っております。

また、8行目から20行目において、（3）任期付校長ア. 任用等、必要に応じ任用する。
イ. 任用内申、別に定める要項に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。①学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者、②民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者、③社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者、④組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者、⑤これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者、を追記しております。

これまでの（3）、（4）を、それぞれ（4）、（5）としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第30号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 「令和3年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」についてお伺いしま

す。

「1. 校長及び教頭の人事について」の「(3) 任期付校長について」ですが、今年度大阪府が公募した任期付校長を採用すると伺っておりますが、今年度は大阪府で何人が受験されたのでしょうか。また、枚方市での採用人数は何名を予定されていますか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 任期付校長につきましては、大阪府教育委員会が市町村立学校にかかる校長公募の選考を実施しております。

今年度につきましては、枚方市と吹田市の2市で各1名の募集としております。

応募者数につきましては、24名であると大阪府から発表されております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 枚方市では1名を募集するということですが、枚方市で採用した場合、任期は何年なのでしょう。また、採用は小学校か中学校のどちらを予定されているのでしょうか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 任期につきましては、3年でございます。また、小学校での配置を予定しております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 続いて、「令和3年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」の「2. 教職員の人事について」、ここに記載されていることについてお伺いします。

「ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。」とあります。

今年度は、他市異動、市内異動、校種間異動がそれぞれ何名行われたのでしょうか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 今年度当初の他市異動者数につきましては、小中学校での転出入をあわせて28名でした。

また、市内異動者数につきましては、小中あわせて320名でございます。校種間異動につきましては、今年度はございませんでした。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 「枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」の「2. 教職員の人事異動について」の「ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。」とあります。

今年度当初では、校種間異動については行われていないとお伺いしました。今年度、小学校の校長・教頭で中学校の教諭経験のみの方はそれぞれ何名いらっしゃいますか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 小学校の管理職で教諭時代は中学校の教諭経験のみの方は、校長につきましては26名、教頭につきましては10名でございます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 意見を述べさせていただきます。

現在、小学校の教頭が中学校の教諭経験のみの方が、多く登用されているとお伺いしました。小学校の校長は、26名と半数を超えており、ここ最近の管理職の登用は、小学校の校長は中学校の教諭経験のみの方が多い傾向にあると思います。

教育委員会事務局では、小学校教諭から小学校の校長・教頭を配置しようと努力されていると理解しております。

しかし、今後も中学校教諭の経験のみの管理職を、小中学校で供用して登用することが予想されます。

教職員育成の観点から、校種間異動は続いていくわけです。

今後は、特に中学校から小学校への異動を円滑にするために、小学校教諭と中学校教諭の研修を通じた交流をお願いいたします。また、小学校に校種間異動で来た教職員につきましても、中学校での経験が小学校で活かすことができる場面もあると思います。

これらのことも踏まえて、校種間異動を積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 私も意見を述べさせていただきます。

「枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項」の「2. 教職員の人事異動について」を見ますと、「異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。」とあります。

しかし、先ほどのご回答では、今年度の校種間異動はなかったということでした。

異動は最大の研修機会とよく言われ、教職員の資質向上のため、何よりも子どもたちの笑顔があふれる学校づくりのため、学校の活性化を進める積極的な人事交流が求められます。

教員が保有する免許上の兼ね合いもありますので、なかなか難しい側面もあると思いますが、校種を超えた人事交流も、新しい学校教育の在り方ではないでしょうか。人事異動を教職員の資質向上のための機会ととらえ、人材育成を重視した職員配置に努めていただきたいと思います。

次に、「任期付校長」についてでございます。「イ. 任用内申」にあります「①学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者」。これを含めた5つの内申基準が設けられ、選考の基準が大変高いことがわかります。

また、応募者数も24名と発表されており、難関を乗り越えて選ばれた方ということになります。昨年度、他市から再任用で枚方市に採用された4名の校長先生は、他市からの異動で環境にも慣れないうえに、校種も異なる方もいらっしゃいました。このような、不慣れな状況にも関わらず非常に頑張っておられることが、校長面談を通じてわかりました。

任期付校長の採用にあたっては、ぜひ入念に研修していただき、校長としてリーダーシップを発揮していただけるよう、教育委員会の支援をよろしくお願いいたします。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第31号「教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第31号、教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

本規則は、今後、行政手続きのオンライン化に向け、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるため、12月議会で「枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が可決され、12月14日付けで施行されたことに伴い、教育委員会での条例の運用について施行規則を定めるものでございます。

内容につきましては、次のページをご覧ください。

それぞれの条文についてのご説明は省略させていただきますが、市長部局の規則と同様の内容としており、オンライン化の方法の詳細などについて規定するものでございます。

なお、市として、条例制定当初は、年間の取扱件数が多い手続きを中心に、順次オンライン化を進めることとし、現時点では、教育委員会における手続きにつきましては、オンライン化を予定しているものはございません。

次に、17ページ下段の附則でございますが、

本規則は、公布の日から施行するものでございます。

また、参考として、18ページから条例を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑には入りません。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第32号「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

なお、日程4及び日程5、議案第33号「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正について」につきましては、同一の理由に基づく例規改正の案件でございますので、これらを一括して議題とし、説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 それでは、説明を求めます。

前村総合教育部長。

○前村総合教育部長 それでは、議案第32号、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、全庁的に行政手続きにおける押印の見直しを行うことに伴い、様式から押印欄を削除するものでございます。

改正内容につきましては、24ページの様式の○(マル)で囲んでいる部分の押印欄を削除するものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第33号、枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正理由につきましては、議案第32号と同様でございます。

改正内容につきましては、27ページと28ページの様式の○(マル)で囲んでいる部分の押印欄を削除するものでございます。

恐れ入りますが、26ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規程は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号及び議案第33号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。質疑はありますか。

神田委員。

○神田委員 今、ご説明いただきましたのは、押印の見直しに伴う規則及び規程の一部改正であると理解しました。

今後、同様の趣旨で改正を予定している規則・規程はありますか。

○奈良教育長 山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 この度、上程しております規則・規程の2本以外に、教育委員会で5件の押印に関する規則・規程がございます。

これらにつきましても、押印を求めない方向で検討しております。整理ができ次第、改めて教育委員会定例会にてご提案させていただきます。

その他、規則・規程以外のマニュアル等で定めている様式につきましても、押印を求めているものがございます。それらにつきましても、教育委員会事務局の決裁処理にて、押印を求めない方向で検討を進めて参ります。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第32号及び議案第33号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和2年(2020年)第12回枚方市教育委員会定例会を閉会します。

署 名

奈 良 涉

神 田 裕 史
